

1. 個人情報の取扱いに関し、研究主体毎に適用される法令

- 研究主体毎に適用される法令は、以下のとおり。
- なお、この法律等により個人情報の取扱いが許容される範囲において、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（医学系指針）や「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（ゲノム指針）を定め、研究者の所属施設の設置主体に関わらず、すべての研究者が研究活動において遵守すべき統一的な個人情報の取扱いに関するルール（手続き）を定めている。

個人情報保護法	民間事業者（私立大学・学会、私立病院、民間企業等）※1
行政機関個人情報保護法	国の行政機関、試験研究機関 等
独立行政法人等個人情報保護法	独立行政法人※2、国立大学 等
個人情報保護条例	地方公共団体、公立大学、公立研究機関、公立医療機関 等

※1 私立大学、研究所、1つの主体とみなすことができる共同研究、学会等の学術研究を目的とする機関・団体及びそれらに属する者が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合は、個人情報法の義務規定の適用除外（個人情報法第76条）

※2 うち、国立研究開発法人は27法人（平成31年4月1日現在）

1

2. 国際共同研究における個人情報の取扱いの状況について

- 国内の研究機関と、海外の研究機関における国際共同研究を実施する場合、各国の個人情報保護に関する法令遵守が必要となる。
 - 例えば、EU「一般データ保護規則（GDPR）」の十分性認定の対象は個人情報保護法の適用範囲であり、行個法・独個法等の適用を受ける機関や、個人情報法の適用を受ける機関であっても学術研究目的等による適用除外については認定対象外となっている。
 - これらの場合は、原則として個人情報の移転に際して標準契約条項（SSC）等のGDPRで認められた適切な保護措置を講じるか、明示的に本人の同意を取得する等の対応が必要となる。（従前の欧州データ保護指令に基づく対応と同等）
 - ただし、GDPRにおいて学術上の表現等や科学的研究等に係る取扱いについてはEU加盟国の国内法により例外や特例を定めることが認められている。

【参考】主な海外規制・ガイドライン等（■法令、□法令以外）

区分	国際組織 (世界医師会/OECD /ユネスコ)	米国	欧州	英国	仏国
個人情報保護に係る法令等	□ プライバシーガイドライン (OECD)	□ プライバシー権利章典	□ EUデータ保護指令 ■ EU一般データ保護規則 ※2016年4月14日採択 2018年5月25日施行	■ データ保護法 2018	■ 情報処理、情報ファイル及び自由に関する法律

2

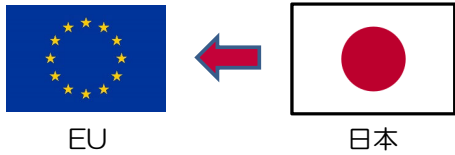
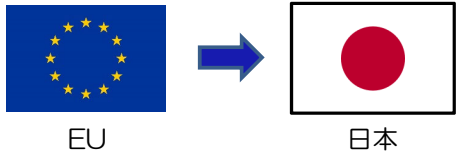
GDPRについて

- General Data Protection Regulation (一般データ保護規則)
- EU域内並びにノルウェー・リヒテンシュタイン及びアイスランドの個人データ保護を規定(当該国に対し、直接効力を持つ。)
- 2016年4月に制定され、2018年5月25日に施行
- 個人データの越境移転に関しては、GDPRの条件を順守する場合に限り、認められる。

日EU 個人データ越境移転規制の制度比較

GDPR

個人情報保護法



十分性認定	国・地域指定
内部行動規範 企業間の契約条項	基準に適合する体制整備
本人同意	本人同意

日EU間の個人データ移転に係る取組

✓2016年7月 個人情報保護委員会が、日EU間で**相互に**データ移転の枠組みを構築する取組方針を決定

✓2016年12月 経団連・ビジネスヨーロッパによる要望

✓2017年7月 日EU間の相互の円滑な個人データ移転のための枠組み構築の具体的方策（※）等について確認

※日本側：個人情報法第24条に基づく**EUの指定**

EU側：GDPR第45条に基づく我が国の**十分性認定**

✓2018年7月 当局間で、日EU間の相互の円滑な個人データ移転の枠組み構築について**最終合意**

✓2018年9月 欧州委員会による十分性認定の手続き開始

✓2018年12月 欧州データ保護会議（EDPB）による意見書採択

✓2019年 1月15日 欧州委員会加盟国による決議

23日

個人情報保護委員会によるEU指定

欧州委員会による十分性認定

相互の個人データ移転の枠組みが即日発効

4

日EU両委員による共同プレスステートメント（2018年7月）

熊澤春陽個人情報保護委員会委員とベラ・ヨウロバー欧州委員会委員（司法・消費者・男女平等担当）による共同プレス・ステートメント（平成30年7月17日）

熊澤春陽委員とベラ・ヨウロバー委員は、本日、お互いの個人データ保護の制度が同等であると認識するための議論を成功裏に終了した。相互に十分性を見出すことを通じて、高いレベルの個人データの保護に基づき、データが安全に流通する世界最大の地域が創出される。

この決定は日EU経済連携協定から得られる利益を補完し拡大することとなり、日EU間の戦略的なパートナーシップにも寄与する。

この合意とともに、両者は、高いレベルの個人データの保護に基づく世界標準の形成における、個人データ保護に関する価値観の共有、協力の強化及び、リーダーシップの発揮にかかるコミットメントを再確認する。

日EUの市民は、強力な個人データ保護による便益を享受し、企業は、お互いの経済圏への妨げのない安全かつ自由なデータ移転による便益を享受する。

十分性の対話は、日本の個人情報保護法に基づく措置及び独立した個人データ保護機関である個人情報保護委員会の役割、並びに、EUの一般データ保護規則に基づく措置及びその統治機構への相互理解を確認した。

両者は、2018年の秋までに日EU間の相互の円滑な個人データ移転の枠組みが運用可能となるために必要とされる関連国内手続を完了させることにコミットする。

個人データの越境移転に関する政治宣言

安倍晋三内閣総理大臣、ドナルド・トウスク欧州理事会議長及びジャン＝クロード・ユンカー欧州委員会委員長による共同宣言（東京、平成30年7月17日）（抄）

我々は、熊澤春陽個人情報保護委員会委員及びベラ・ヨウロバー欧州委員会委員（司法、消費者、ジェンダー平等担当）の共同声明と、日本とEUによって十分なレベルの保護を同時に見出すことに道を開く対話の結論を歓迎する。相互に十分性を見出すことは、高いレベルの個人データの保護に基づき、このように相互に十分性を見出すことを通じてデータが安全に流通する世界最大の地域を創出することにより、経済連携協定から得られる利益を拡大する。これから双方はそれぞれの関連する国内手続を開始する。

6

日EU両委員による共同プレスステートメント（2019年1月）

熊澤春陽個人情報保護委員会委員とベラ・ヨウロバー欧州委員会委員（司法・消費者・男女平等担当）による共同プレス・ステートメント（平成31年1月23日）

熊澤春陽委員とベラ・ヨウロバー委員は、本日、個人情報保護委員会と欧州委員会による、お互いの個人データの保護レベルが同等だとする決定の採択を歓迎する。

相互に十分性を見出すことを通じて、データが安全に流通する世界最大の地域が創出される。これは、特に包括的なプライバシーの法律、中核となる一連の個人の権利の核心、及び独立したデータ保護機関による執行に支えられる、両国の制度の高いレベルの類似性に基づくものである。データ・プライバシー及びセキュリティが消費者の信頼の中心的要素となった今、このような強い法律と確固たる執行に基づく類似性こそが、ますます増大するデータ駆動型経済の持続可能性を確保し、通商の流れを促進することができる。

日EUの市民は、個人データの移転における強固な保護を享受する一方、日EUの全ての企業は、お互いの経済圏への自由なデータ移転による便益を享受する。このように、本日の決定は、日EU経済連携協定から得られる利益を補完し拡大することとなり、日EU間の戦略的なパートナーシップにも寄与する。

相互に十分性を見出すことによって、日EUは、プライバシーに関する価値観の共有及び高いレベルの個人データの保護に基づく世界標準の形成に向けた協力の強化へのコミットメントを再確認する。

7